

港区立小・中学校スクールカウンセリング及び
スクールソーシャルワーク事業等業務委託
事業候補者募集要項

平成 30 年1月

港区教育委員会事務局指導室

1 本件概要

(1) 調達件名

港区立小・中学校スクールカウンセリング及びスクールソーシャルワーカー事業等業務委託（以下「本件」という。）

(2) 公募の趣旨

港区では、カウンセリング等の心理的技法を用い、児童・生徒の悩みや不安等を解消するとともに、教職員・保護者に対して指導助言を行うスクールカウンセラー（以下「SC」という。）と、問題を抱える児童・生徒に対し、関係機関と連携のうえ教育と福祉の両面から問題解決を図るスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置しています。

また、幼児・児童・生徒及びその保護者等からの電話により相談業務に対応するため、電話教育相談員を配置しています。

事業を円滑に実施するためには、質が高く、経験のあるSC・SSW及び電話教育相談員を配置できることが必須条件になります。

カウンセリングや教育相談に関する経験内容、SC・SSW及び電話教育相談員間・学校との連携体制の構築や緊急を要する事態が発生した際の取組体制等がしっかりとした、優良な事業者を選考するため、公募によるプロポーザル方式により受託事業候補者の選考を行います。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」参照

(4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 履行場所

港区指定場所

(6) 参考事業規模

31,735,000円程度（税込）

※この金額は本業務の規模を示すものであり、契約時の予定額を示すものではありません。

なお、提案は、この金額を超えないものとしてください。

2 参加条件

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加する者の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加申込書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において、いずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場

合があります。

ア 港区の競争入札参加資格登録業者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

エ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

カ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークあるいは同等の認証機関が定める認定資格を取得していること。

（2）区外事業者の区内事業者との共同について

港区では、区が発注する業務に係る区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇（評価点 5 % 加点、小数点以下切上げ）します。

なお、プロポーザル選考に、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。（区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません）

【共同の方法】

区外事業者が区内事業者と共同する場合は、複数事業者により共同事業体を結成した上、共同事業体名義で参加することとなります。

複数事業者による共同申請の場合は、適切な名称を設定の上、代表者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成するすべての事業者が別に示す参加資格を有していることが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。

① 共同事業体構成書（様式 6 - 1）

② 共同事業体協定書兼委任状（様式 6 - 2）

③ 委任状（様式 6 - 3）※

※ 代表者ではなく、代理人が契約権限を有する場合には、委任状も提出してください。

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消し、指

名停止（港区競争入札参加資格登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

「区内事業者」とは、以下のような事業者を指します。

- ・登記簿上、港区内に本店を置く事業者（港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。）
- ・港区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者
《区内事業者として扱わない事業者の例》

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申し込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

3 手続及び日程（予定）

手続	日程
港区ホームページ掲載期間	平成30年1月21日（日）から 平成30年2月5日（月）まで
募集要項配布及び参加申込書受付期間 （土・日を除く）	平成30年1月22日（月）から 平成30年2月5日（月）まで
質問受付期間（土・日を除く）	平成30年1月22日（月）から 平成30年1月29日（月）まで
質問回答日	平成30年1月31日（水）
提案書等提出期間（土・日を除く）	平成30年1月22日（月）から 平成30年2月5日（月）まで
第一次審査結果通知日	平成30年2月20日（火）
提案説明日（第一次審査通過事業者のみ）	平成30年2月26日（月）
第二次審査結果通知日	平成30年3月2日（金）

4 参加申込みについて

（1）募集要項等の配付

ア 配布場所

- ・港区立教育センター（東京都港区白金三丁目18番2号）
- ・指導室指導支援係（区役所7階）
- ・港区ホームページからも閲覧・ダウンロード可能です。

※[TOPページ] > [区政情報] > [入札・契約] > [プロポーザル]

イ 配布期間等

(ア) 窓口配布

平成 30 年 1 月 22 日（月）から平成 30 年 2 月 5 日（月）まで
※午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日を除く。）

(イ) ホームページ掲載期間

平成 30 年 1 月 21 日（日）から平成 30 年 2 月 5 日（月）まで

(2) 参加申込書の受付

参加を希望する事業者は、次に示す内容を確認のうえ、申し込んでください。

ア 受付期間

平成 30 年 1 月 22 日（月）から平成 30 年 2 月 5 日（月）まで
※午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日を除く。）

イ 受付場所

港区立教育センター
東京都港区白金三丁目 18 番 2 号
電話：03-5791-5661

ウ 提出物

項番	提出書類	様式
1	参加申込書	様式 1
2	（港区物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合） 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）	様式 1 の添付書類
3	（港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合） 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（提案書等の提出日前 3 か月以内に発行されたもの） 財務諸表（最新の事業年度のもの） 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）	様式 1 の添付書類
4	プライバシーマークあるいは同等の認証機関が定める認定資格を取得していることを証する認定証等（写）	様式 1 の添付書類
※以下は、該当する場合のみ提出		

5	共同事業体構成書	様式6-1
6	共同事業体協定書兼委任状	様式6-2
7	委任状	様式6-3

エ 提出方法

上記受付場所へ、持参にて提出してください。

※提出の際は、必ず事前に電話連絡のうえ来所してください。

※受付の際に、事業者番号を付番の上お伝えしますので、提案書等の提出物には、この番号を記載してください。

5 質問の受付・回答

(1) 質問受付期間

平成30年1月22日(月)から平成30年1月29日(月)まで

※午前8時30分から午後5時まで(土・日を除く。)

(2) 受付方法

「質問書」(様式2)に必要事項と質問を記入のうえ、「11 問い合わせ先」までFAXで提出してください。なお、提出の際は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

質問内容とその回答については、平成30年1月31日(水)に港区ホームページに公開し、回答は、本実施要項の一部として取り扱います。

なお、質問者名の公表はしません。また、質問内容が不明瞭なものについては回答しない場合があります。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

項番	提出書類	様式
1	提案書	様式3
2	事業者概要	様式4
3	見積書	様式5
※以下は、該当する場合のみ		
4	ワーク・ライフ・バランスを推進している場合、認定通知等の写し	(写し)

(2) 提出部数

ア 紙媒体

正本1部、副本9部(カラーコピー可)

イ 電子媒体

提出書類の電子データ(PDF形式ファイル)を保存したCD-R又

はDVD-R 正・副2枚

(3) 提出期間

平成30年1月22日(月)から平成30年2月5日(月)まで

※午前8時30分から午後5時まで(土・日を除く。)

(4) 提出場所

港区立教育センター

港区白金三丁目18番2号

電話：03-5791-5661

(5) 提出方法

上記提出場所へ、持参にて提出してください。

※提出の際は、書類の確認を行いますので、必ず事前に電話連絡のうえ来庁してください。

(6) 留意事項

ア 正本、副本共通で、各ページの右上に、参加申込受付時に付番された「事業者番号」を記載してください。

イ 提案書類には、正本、副本ともに、目次及びページ番号を付けてください。また、対応箇所が開きやすいよう、インデックスラベル等を貼付してください。

ウ 文字は明朝体・12ポイント以上を基本としてください(様式6-1~6-3については様式のポイント数に従ってください)。なお、見出しにゴシック体を使用するなど、読みやすさに配慮した編集は可とします。

エ 表組されている様式については、セルの幅は固定、縦は任意で変更可とします。

オ 提案書(様式3)について

(ア) 必要に応じて別紙を添付しても構いませんが、A4縦で作成し、枚数は10枚程度としてください。

(イ) 別紙を添付する際は、右上に「別紙1」等と記入のうえ、提案書の最後にまとめて添付してください。

(ウ) イラスト、写真等の利用に制限はありません。

カ 提出書類は各部ごとにファイル(A4サイズ、2穴)にまとめてください。A4サイズ以外の書類はA4サイズに折り込んでファイルしてください。

キ 正本には提案者の社名、所在地、代表者又は代理人名を明記のうえ、社印、代表者又は代理人印を押印してください。

ク 副本には提案者が判別できる社名、印、ロゴ等を一切入れないでください(提案書の内容、図や図面コピーに含まれる文字列等についても同様です)。

記載がある場合は、その箇所をマスキングしてコピーするなどして副本を整えてください。

ケ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目とし、一次審査合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

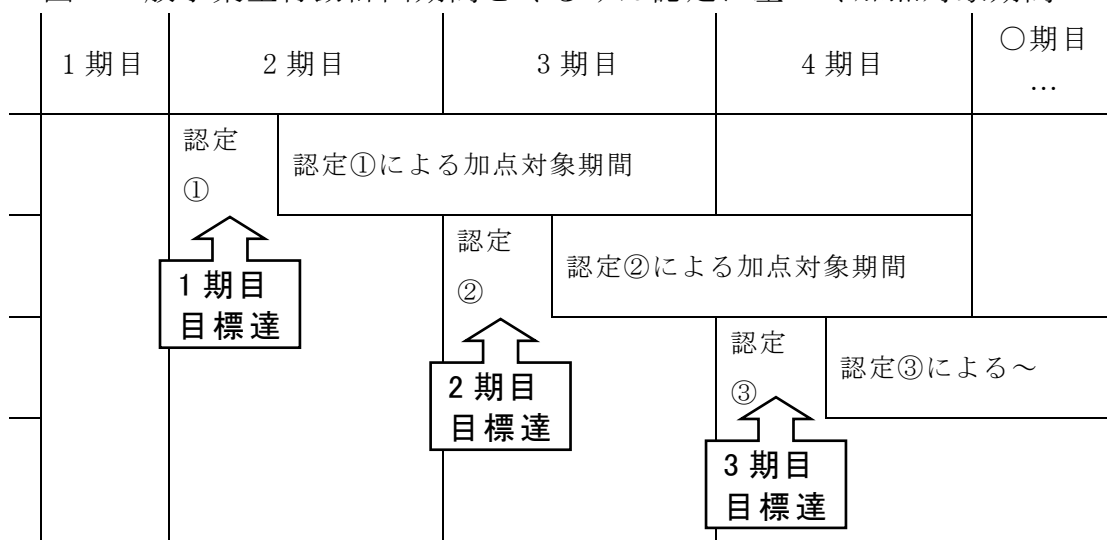
【配点方法】

一次審査における各審査項目の評価点の合計が200点の場合、「ワーク・ライフ・バランス推進」の配点は10点（200点×5%）

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



7 選考方法

本件の事業候補者の選考は、以下の要領で実施します。

(1) 選考委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、本件業務の特命随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「港区立小・中学校スクールカウンセリング及びスクールソーシャルワーク事業等業務委託事業候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置します。

(2) 審査

本件に係る提案書、見積書及び提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）等の内容を基に審査し、最も適した提案を行った事業者を選考します。

ア 審査方法

審査は二段階審査方式で実施し、審査方法等の詳細は、学識経験者及び区職員で構成する選考委員会で決定し、公正な選考を行います。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提案書等に基づき、第二次審査対象事業者を選考します。

(イ) 第二次審査（提案説明）

第一次審査を通過した事業者について、提出された提案書等に基づき提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、本件の事業候補者及び次点者を選考します。

イ 無効となる提案書

提案者が次の条件のいずれかに該当する場合は、提案が無効となる場合があります。事業候補者選考後に判明した場合であっても同様です。

(ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

(イ) 虚偽の内容が記載されているもの

- (ウ) 提案内容に重大な誤りがあるもの
 - (エ) 書類に不備があるもの又は指示した事項に違反しているもの
- (3) 評価基準

選考委員会(事務局を含む。)は、各提出物の内容及び提案説明の内容を、選考委員会が定めた基準のもとで評価し、選考を行います。

8 提出された資料の取扱

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 提出された書類等は、事業者選考以外に、提出者に無断で使用することはありません。ただし、プロポーザルにおける選考過程の情報は、すべて区政情報です。よって、提出書類等は「港区情報公開条例」の定めるところにより、情報公開請求の対象となります。
- (3) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (4) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (5) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。

9 留意事項

- (1) 業務委託に要する費用は、平成 30 年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (2) 本事業の実施に際して、提案書の内容を全て実施することを約束するものではありません。プロポーザル方式による事業候補者の選定後、事業候補者と区は、提案書の内容を基にして、業務履行に必要な具体の履行条件などの協議及び調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整った場合は、見積書の提出依頼などの特命随意契約の手続きに進みます。この交渉が整わない場合は、次点者に選考された者と交渉を行うこととなります。
- (3) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (4) 本事業の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じられません。
- (5) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則(昭和 39 年港区規則第 6 号)第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会要綱(昭和 43 年 7 月 29 日 43 港総財第 491 号)第 1 条に定める港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。

- (6) プロポーザルの参加に必要な費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (7) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (8) 事業候補者の提出書類（提案書を含む。）は、契約締結後に選考結果とともに港区情報公開条例により公開する場合があります。プロポーザル参加者は、事業候補者となった場合には提出書類が公表されることを了承のうえ、本件プロポーザルに参加するものとします。

10 その他

- (1) 次の各号に該当する申請者は、選考の対象外とします。
 - ア 提出書類が本募集要項に合致しない場合
 - イ 虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合
 - ウ 選考委員会の委員、区職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (2) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去すること。
- (3) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (4) 公正なプロポーザルが確保できないと判断した場合は、中止することがあります。
- (5) この要項に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定めます。

11 問い合わせ先

〒108-0072 東京都港区白金三丁目 18 番 2 号
港区立教育センター 担当：小山
電話：03-5791-5661 FAX：03-5791-5667